

深川市農業委員会総会議事録

(第 1 0 回)

令和7年1月29日

開 会 1 6 時 0 0 分

閉 会 1 6 時 4 5 分

深川市農業委員会委員出席者名簿

議席	氏名	出席委員	欠席委員
1	五十嵐 剛	○	
2	清水 正勝	○	
3	山崎 和徹	○	
4	富川 裕一	○	
5	廣田 和也	○	
6	近藤 洋介	○	
7	青木 実	○	
8	大森 毅英	○	
9	吉川 永充	○	
10	木根 和美	○	
11	増田 貴志	○	
12	光富 靖展	○	
13	大谷内 清	○	
14	荒井 優	○	
15	板垣 昭仁	○	
16	菊入 等	○	
17	尾崎 成宣	○	
18	馬木 逸男	○	
19	水野 静也	○	
20	山川 功	○	
21	高橋 淳一	○	
22	栗野 良寛	○	
23	佐々木 弘昭		○
24	塩尻 総徳	○	
25	下坂 多伊子	○	
26	中川 幸生	○	
27	宮武 努	○	

第10回深川市農業委員会総会議事録

- | | |
|--------|---------------------------|
| 1 開催日時 | 令和7年1月29日(水) 16時00分 |
| 2 開催場所 | 市役所大会議室 |
| 3 出席委員 | 五十嵐 剛委員 外25名 |
| 4 説明員 | 宮谷局長・黒田主幹・藤野係長・袴田主査・成田主事補 |
| 5 書記 | 袴田主査 |

宮谷局長

開会宣言(16時00分)
只今から、令和6年度 第10回深川市農業委員会総会を開催いたします。
本日の総会におきまして、佐々木委員から欠席の届出がありましたので、ご報告いたします。
会長よりご挨拶をいただきまして、総会を始めさせていただきます。

菊入会長

新年あけましておめでとうございます。本年もよろしくお願いたします。
今年に入ってから除雪や屋根の雪下ろしをしてケガをしたという話がちらほらと聞こえてきています。もうすぐしたら、春に向けての準備が本格化していきますので、ケガと事故には十分注意していただきたいなと思います。さて、再設定案件が落ち着いてきたところではあると思いますが、来年度からは法改正に伴い、現行の集積計画は廃止されて、促進計画を使った処理になりますので、年度内に処理できるものについては、春には持ち越さずに、しっかりと処理していただければなと思います。また、目標地図を年度内に作成する必要がありますので、これから地域で集まる機会あると思いますので、ひとつよろしくお願いたします。
それでは、年が明けまして初めての総会ですのでよろしくご審議をお願いいたします。

菊入会長

日程第1、議事録署名委員を指名します。
11番増田委員、12番光富委員を指名します。

菊入会長

次に、日程第2、諸般報告(1)農業行政報告はありませんので、(2)農業委員会業務報告を局長より報告願います。

宮谷局長

12月25日の総会以降、昨日までの主な業務につきましては、お手元に配付のとおりであります。以上で農業委員会業務報告を終わります。

菊入会長

次に、日程第3、委員会報告に入ります。
(1)農地特別委員会開催結果報告を宮武委員長より報告願います。

宮武委員長

(資料に基づき説明)

菊入会長

報告が終わりましたが、質疑はありませんか。
〔なし〕という声あり

菊入会長

それでは質疑なしということで報告のとおりを承認いたします。

菊入会長

次に、(2)農政特別委員会開催結果報告を青木委員長より報告願います。

青木委員長	(資料に基づき説明)
菊入会長	<p>ここで総会を暫時休憩します。 深川市農業委員協議会に入ります。 (協議会 16 : 05 から 16 : 10 まで)</p>
菊入会長	<p>報告が終わりましたが、質疑はありませんか。 (「なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>それでは質疑なしということで報告のとおりを承認いたします。</p>
菊入会長	<p>次に、日程第4、報告に入ります。 報告第1号 調整委員の指名について、事務局より説明願います。</p>
袴田主査	<p>農用地利用関係調整事務取扱要綱第5条第1号の規定により、記載のとおり調整委員を指名しましたので、ご報告いたします。今月は27件で、番号1番から16番、25番から27番が売買に係るあっせん申し出、番号17番から24番は、賃貸借に係るあっせん申し出です。申出年月日と指名年月日は、番号1番から24番が令和7年1月6日、番号25番以降が令和7年1月16日です。あっせん申出者、土地の所在等その他詳細につきましては記載のとおりです。 説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>説明が終わりましたが、質疑等ございませんか。 (「なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>それでは質疑等なしということで報告第1号を承認します。</p>
菊入会長	<p>次に、報告第2号 現況証明書の交付について、事務局より説明願います。</p>
袴田主査	<p>ご説明いたします。記載の方より現況証明書の交付願いがあり、確認のうえ、会長専決により交付をしましたのでご報告いたします。今月は6件で、土地の所在・申請者等は記載のとおりです。証明を必要とする理由は地目変更のためです。番号1番は、農業委員会内規2—(1)—アの「法4条・法5条・法73条の許可があり、転用目的等が完了している場合。」に基づき、会長専決により「雑種地」として交付しております。番号2番から番号5番は、農業委員会内規2—(1)—クの「公簿地目が非農用地の土地について、農用地としての願書の提出があった場合、及び農用地の土地について、地目の異なる農用地としての願書の提出があった場合。」に基づき、会長専決により番号2番は「畑」として、番号3番から番号5番は「田」として交付しております。番号6番は、農業委員会内規2—(1)—カの「農地利用状況調査結果に基づく願書の提出があった場合。」に基づき、会長専決により「原野」として交付しております。 説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>説明が終わりましたが、質疑等ございませんか。 (「なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>それでは質疑等なしということで報告第2号を承認します。</p>

菊入会長	<p>次に、日程第5、議案に入ります。</p> <p>議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の成立状況の確認について、を議題とします。事務局より説明願います。</p>
袴田主査	<p>記載の方から農地法第18条第6項の規定による通知があり、賃貸借の解約が成立していると考えられますので、ご審議をお願いいたします。今月は2件で、番号1番は、借主が経営を法人に変更したことに伴う解約、番号2番は、借主の経営縮小による解約です。合意解約日と土地の引き渡し時期については、全て令和7年1月6日です。解約する土地の所在等その他詳細につきましては記載のとおりです。</p> <p>説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>説明が終わりましたが、質疑等ございませんか。</p> <p>(「なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>それでは異議なしということで、議案第1号は原案のとおり決定します。</p>
菊入会長	<p>次に、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局より説明願います。</p>
藤野係長	<p>ご説明いたします。記載の方より農地法第3条の規定による農地の権利移転及び権利設定に係る許可申請書の提出がありましたので、許可の適否についてご審議をお願いいたします。今月は5件で、申請地及び申請人氏名・理由・譲受人及び借人の経営概況等については記載のとおりです。番号1番及び3番は、譲渡人が譲受人に貸付していた農地を買い受け、経営の安定を図るものです。番号2番は、譲渡人が耕作不能のため、経営拡大を図る譲受人に農地を贈与するものです。番号4番は、貸人である法人構成員から農地を賃貸借するもので、期間は10年です。番号5番は、貸人が後継者となる借人へ経営移譲するため使用貸借するもので、期間は10年です。以上の申請につきまして、地元の委員さんのご意見をお伺いしておりますが、周辺の農地への影響はないと報告いただいております、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしております。</p> <p>説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>説明が終わりましたので、質疑を受けます。</p> <p>(「なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>それでは異議なしということで、議案第2号は原案のとおり決定します。</p>
菊入会長	<p>次に、議案第3号 買入協議の要請について、を議題とします。事務局より説明願います。</p>
袴田主査	<p>農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第3条第2項の規定により、なお従前の例によるとされた改正前の農業経営基盤強化促進法第15条第1項の申出に係るもののうち、同法第16条の規定による買入協議が必要と認められたものにつき、深川市長に要請するため審議をお願いいたします。今月は3件で、買入協議が必要な理</p>

	<p>由は買入希望者が資金調達等の理由により速やかな買入が不可能なためです。この3件につきましては、来月の農業委員会総会におきまして北海道農業公社が買い入れる予定になっております。買入協議に係る農用地、あっせん申出者の氏名、申出年月日等につきましては記載のとおりです。</p> <p>説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>説明が終わりましたので、質疑を受けます。</p> <p>(「なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>それでは異議なしということで、議案第3号は原案のとおり決定します。</p>
菊入会長	<p>それでは、ここで一旦塩尻会長職務代理者と交代します。</p>
塩尻会長代理	<p>よろしく願いいたします。</p> <p>議案第4号 農用地利用集積計画作成の要請について を議題とします。事務局より説明願います。</p>
袴田主査	<p>農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により、なお従前の例によるとされた改正前の農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定に基づき、下記に係る農用地利用集積計画の作成を深川市に要請するため、審議をお願いいたします。今月は42件で、番号1番から26番までが売買の案件、27番から42番までが賃貸借の案件です。番号1番、5番、6番、10番、11番は貸付地をそのまま借主に処分するもので、このうち番号5番、10番については、出し手の残地もあわせて処分をするもので、資金対応は、番号1番、5番、11番は自己資金、番号6番、10番はL資金です。番号2番、3番、4番、7番、22番は、期間満了により返還された農地を、経営拡大を図る受け手に売買するもので、資金対応は番号2番、4番、7番、22番はL資金、番号3番はJA資金です。番号8番、9番、16番は出し手が離れ地を処分し、経営合理化を図るため、経営拡大を図る受け手に売買するもので、資金対応は番号8番、9番はL資金、番号16番は資金です。番号12番から14番は、相続により取得した農地を、経営拡大を図る受け手に売買するもので、資金対応はいずれもJA資金です。番号15番、17番、20番、23番は、出し手が高齢により経営縮小をするため、経営拡大を図る受け手に売買するもので、資金対応は、番号15番、23番はJA資金、番号17番、20番は自己資金です。番号18番、19番、21番、24番は、出し手が高齢等により経営移譲するもので、経営拡大を図る受け手に売買するもので、資金対応は、番号18番、24番はJA資金、番号19番はL資金、番号21番は自己資金です。番号25番及び26番は、農地売買等事業による北海道農業公社の買入れです。出し手の理由としては、番号25番は、期間満了により返還された農地を処分するためです。番号24番は、高齢により経営移譲をするためです。これら買入れについては、先月、先々月の総会において買入協議の要請をしたものです。番号27番以降は、賃貸借の案件です。番号27番から31番、番号34番は期間満了により返還された農地を、経営拡大を図る受け手に貸し付けるもので、期間は、番号27番から30番が10年間、番号31番は5年間、番号34番は3年間です。番号32番は、相続により取得した農地を経営拡大を図る受け手に貸し付けるもので、期間は5年間です。番号33番は、出し手の経営合理化を図るため、経営拡大を図る受け手に貸し付けるもので、期間はいずれも5年間です番号35番以降は全て再設定の案件となっ</p>

	<p>ております。このうち番号38番は、再設定と併せて出し手の残地の貸し付けも行うものです。これら再設定の賃貸借期間等については議案に記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。以上、利用権を設定する農用地及び内容等その他詳細につきましては記載のとおりとなっております、これらの内容はすべて、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしております。</p> <p>説明は以上です。</p>
塩尻会長代理	<p>説明が終わりましたが、ここで本議案中の番号8番及び9番で五十嵐委員、12番及び15番で宮武委員、24番で清水委員、35番で菊入会長の議事参与を制限します。</p>
塩尻会長代理	<p>それでは質疑を受けます。</p> <p>(「なし」という声あり)</p>
塩尻会長代理	<p>ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」という声あり)</p>
塩尻会長代理	<p>それでは異議なしということで、議案第4号は原案のとおり決定します。</p>
塩尻会長代理	<p>議案第4号が終了しましたので、議長を菊入会長と交替します。</p>
菊入会長	<p>次に、議案第5号 農用地利用集積等促進計画作成の要請について、事務局より説明願います。</p>
藤野係長	<p>農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定により、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを農地中間管理機構に対し要請するため審議をお願いします。農地中間管理事業につきましては、農業経営基盤強化促進法の改正により、令和5年度から農用地利用配分計画が廃止となり、農地中間管理機構である北海道農業公社から耕作者への貸し付けは、農用地利用集積等促進計画に基づき行うこととなっております。今月は1件で、権利を移転する農用地の内容、氏名、経営面積等は記載のとおりです。番号1番は、権利を移転する者が農業者年金を受給するため後継者へ権利移転するもので、賃貸借期間につきましては、残期間の2年となっております。今後は北海道農業公社、北海道の手続きを経まして令和7年2月29日に公告決定となる予定です。</p> <p>説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>説明が終わりましたので、質疑を受けます。</p> <p>(「なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>それでは異議なしということで、議案第5号は原案のとおり決定します。</p>
菊入会長	<p>次に、議案第6号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について、事務局より説明願います。</p>
袴田主査	<p>記載の法人より、農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人定期報告書の提出がありましたのでご審議をお願いします。報告のありました法人数は3件で、法人名、所在地は記載のとおりです。これら3法人について、定期報告書及び添付書類について確認したところ、農地所有適格法人としての「組織形態要件」、「事業要件」、「構</p>

成員要件」、「業務執行役員要件」、「農作業従事要件」の全ての要件を満たしていると認められるものであります。

説明は以上です。

菊入会長

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

（「なし」という声あり）

菊入会長

ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

菊入会長

それでは異議なしということで、議案第6号は原案のとおり決定します。

菊入会長

以上で、議事はすべて終わりましたので、農業委員会総会を終了します。

（総会終了 16：45）